

京都市消防局訓令乙第13号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局事務分掌規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市消防局長 長谷川 純

第1条庶務課の項中「庶務課」を「庶務課」に改め、同項第14号中「(写真を除く。)」を削り、同条企画課の項中「企画課」を「企画課」に改め、同条施設課の項中「施設課」を「施設課」に改め、同条人事課の項中「人事課」を「人事課」に改める。

第3条市民安全課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条救急課の項中「救急課」を「救急課」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)